

県立中央病院と青森市民病院のあり方についての提言(案)の概要

1. 両病院のあり方について

- 県立中央病院と青森市民病院は、圏域内において急性期医療や政策医療の基幹的役割を担っているが、両病院において医師をはじめとした医療従事者を十分に確保していくことが難しいほか、施設の老朽化・狭隘化など多くの課題を抱えている。
- こうした状況を踏まえ、人口減少、高齢化の進展など地域医療を取り巻く課題等を見据え、将来的に持続可能な医療提供体制を構築していくためには、両病院の共同・連携が必要であり、その方向性は、①医師等の医療従事者不足・人材確保、②急性期機能の集約・充実、③施設の老朽化等、④病院経営、⑤地域医療支援、⑥新興感染症対策の6つの観点を踏まえると、「共同経営の上、統合病院を新築整備する」ことが最も望ましいと考える。

2. 「共同経営の上、統合病院を新築整備する」に当たっての留意事項

(1)経営形態	自律的・弾力的かつ着実な運営が期待される <u>企業団方式または地方独立行政法人(非公務員型)方式のいずれかを基本に県と市で検討すること</u>
(2)病床規模	一般病床については、 <u>両病院の患者数や適切な病床利用率等を基に算出することが適当であり、現時点では、800～900床程度と見込まれる</u> これに加え、 <u>感染症病床や精神・身体合併症患者対応病床等の一般病床以外の病床の確保や、新興感染症の感染拡大時や災害発生時など一時的に患者が多く発生する場合に備えた病床機能転換ができるスペースの確保について、別途、県と市で検討すること</u>

県立中央病院と青森市民病院のあり方についての提言(案)の概要

2. 「共同経営の上、統合病院を新築整備する」に当たっての留意事項

(3)整備場所の考え方

以下の点について考慮した上で、県と市で検討すること

- ① 医療の高度化や療養環境の充実など、整備に必要な面積が確保できること
- ② 津波や洪水などによる大規模災害発生時においても、診療に重大な支障を来たさないこと
- ③ 工期短縮や費用節減の観点から、既存建物がなく、確保が容易な土地であること
- ④ 圏域内外からの救急患者の搬送や患者の通院アクセスに適していること

(4)救急医療体制

地域における二次、三次救急の中核的な医療機関として、専門スタッフの増員を図るとともに、地域の関係機関等と救急受入体制の連携・機能分担などについて十分検討しながら、救急医療提供体制を強化すること

(5)新興感染症対策

新型コロナウイルス感染症における対応や、新興感染症対策に係る今後の方針等を踏まえつつ、新興感染症対策の中核的な病院として、感染拡大時を想定し、転用スペース等を含めた感染症対応病床の増強、対応設備等の整備及び専門スタッフ等のマンパワーの確保など、機能・体制を充実・強化すること

(6)転院患者の受入先確保

適切な転院調整ができるよう地域医療連携推進法人の設立なども視野に入れ、転院患者の受入先確保も含めたポストアキュートや回復期機能を有する医療機関等との連携体制の構築に向けて検討すること

(7)地域医療支援

県立・市立病院としての役割・責務を引き継ぎ、青森保健医療圏域はもとより、県内全域の地域医療を積極的に支援していくこと